

議案第23号

美生ダムに関する事務受託の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、令和8年4月1日から、美生ダムに関する事務の管理及び執行を帯広市から受託するため、次のとおり規約を定めようとするものであります。

令和7年9月3日提出

芽室町長 手 島 旭

美生ダムの事務の委託に関する規約

（目的）

第1条 帯広市は、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、国営芽室土地改良事業及び国営芽室川西土地改良事業にて造成された美生ダム及び美生ダムと一体的に管理する取水管路、伏美かわにし減勢分水工、美生ダム中央管理センター並びに放流警報施設（以下「共同施設」という。）に関する事務の一部を芽室町に委託し、芽室町は、これを受託する。

（委託事務の範囲）

第2条 帯広市が芽室町に委託する事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、次に掲げる事務とする。

- （1）共同施設の操作運転業務の委託に関する事務
- （2）共同施設に関する国及び道の補助金交付申請及び受領に関する事務
- （3）その他委託事務の管理及び執行のため必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、芽室町の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、帯広市と芽室町の負担とし、帯広市は、あらかじめこれを芽室町に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、芽室町長が帯広市長と協議して定める。この場合において、芽室町長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積に関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を帯広市長に送付しなければならない。

（予算の計上）

第5条 芽室町長は、その委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、芽室町一般会計において分別して計上するものとする。

（経費の繰越使用）

第6条 芽室町長は、各年度において委託事務の執行に係る経費の繰り越しがある場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越しして使用するものとする。この場合において、芽室町長は、繰越金に関する書類を当該年度の出納閉鎖後速やかに帯広市長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第7条 芽室町長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を帯広市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 帯広市及び芽室町の担当者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度、連絡会議を開くものとする。

(条例等改正の場合の措置及び公表)

第9条 帯広市は、委託事務の管理及び執行について適用される帯広市の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合は、あらかじめ芽室町に通知しなければならない。

2 芽室町は、委託事務の管理及び執行について適用される芽室町の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合は、あらかじめ帯広市に通知しなければならない。

3 前項の規定により芽室町が条例等の全部又は一部を変更したときは、帯広市は速やかに当該条例等を公表しなければならない。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託業務の管理及び執行について必要な事項は、帯広市及び芽室町が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

2 帯広市は、この規約の告示に併せて、委託事務に関する芽室町の条例等が帯広市に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合は、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は廃止の日をもってこれを打切り、芽室町長がこれを決算する。この場合、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに帯広市に還付しなければならない。

説 明

令和8年4月1日から共同管理施設となる美生ダム及び美生ダムと一体的に管理する取水管路、伏美かわにし減勢分水工、美生ダム中央管理センター並びに放流警報施設において、事務の管理及び執行を帯広市から受託するため、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき規約を定め、事務の委託を受けようとするものであります。